

ほっと

NPO法人 ほっと会報

〒590-0048

堺市堺区一条通19-13 上替ビル2階

☎ 072-228-3011 FAX 072-228-3012

E-mail npo-hot@nifty.com

NO. 74 発行: 2025年(令和7年) 9月9日



ほっとHP

「Aさん！今日はさをり織をしていてる姿を取材にきました♪」とあいさつをする笑顔で応えてくれました。先日お会いした時に「取材に行きます」と、ご本人と周りの方々に伝えていたので、待つてくれていたようです。根気のいる作業全工程をやるAさん糸を一本一本紡いで

後見制度を利用してAさんが通っておられる「さをり織(手織)教室」を訪ねました。主宰しておられる先生・Bさんの教室に寄せて頂くと、もうAさんが糸を紡いでおられました。



先生によると、「Aさんは全ての工程をやれます。最近では、糸の選び方が落ち着いた色合いになってきた」と

**Aさん、さをり織を続けて30年以上
「二は、やりたいことをやる場」**

から織っていく、細かい根気のいる作業です。先生にお聞きすると、そもそも何をつくるのか？からはじまって、そのための糸の種類(色合い、ウール、綿、シルクなど)を選び、糸の本数、長さを決め、そして機織り機にセットして織り上げていき、やっと布が出来上がります。Aさんは、30年以上やっておられます。

のこです。
さをり織が大好き♪

「細かい作業を続けていて、しんどくないですか？」とお聞きすると、「いやいや」と笑顔です。「失敗することないですか？」とお聞きすると、「ない！」と即答でした。さをり織の作業が大好き！の気持ち伝わってきます。

さをり織がAさんの生活の一部になっています。

課題は、販路の拡大

先生にお聞きすると、「きっかけは、せんぼく障害者作業所ができる前、無認可の時代にお母さん方などからさをり織をするので指導して欲しいと頼まれた

ことからです。しかし、作業は大変やし、せっかくできたさをり織の布も商品化しないと販路がなかなか広がらないことなどから、作業所での「仕事」としては、長くは続きませんでした」とのこと。

**Aさんにとって、「二は
やりたいことをやる場」**

この教室は、趣味としてやりたいという方のためです。さをり織は、「自由さ」が特徴で、Aさんは糸の選ぶ色合いが綺麗だとのこと。Aさんが織り上げたさをり織の布は、先生が、小物にしたり、服に仕上げて世に出しているとのこと。でも今の時代、なかなか売れなくて悪戦苦闘です。Aさんにとってここは「やりたいことをやる場」。Aさんが頑張っているの、私の励みになっています。

**仕事に、趣味に、
生き生きと♪**

ところで、Aさんにお聞きすると、さをり織以外ではカラオケが大好きで、毎週一回光明池にあるカラオケに通い、その後泉ヶ丘でヘルパーさんと一緒にランチを食べてグループホームに帰るのが楽しみだそうです。素晴らしいですね♪

さをり織(手織り)作品展 予 告 の こ 案 内

12月に南区宮山台近隣センター内のギャラリーで開かれます。Aさんの作品もありその場でも買えます♪詳細は次号でご案内します。

家族の方々から出された質問に答えて

「私たちが今、知りたい・聞きたいことの学習会」で

Q 誰が申立（申請）できるのか？

A 本人もしくは4親等（いとこ）までの親族となっています。申請者がいない場合は、堺市の場合、権利擁護サポートセンターに相談してください。

Q まず、家族後見での申請を考えている。ほっとは相談に乗ってくれるか？

A 勿論、相談にのります。ただし、会員優先で相談を受けます。

Q 申請準備の書類をいつから作り始めたらよいのか？

A 書類にはそれぞれ有効期限があるものがあります。例えば、診断書や戸籍謄本、住民票など3か月とされています。なので、まず家族とも相談して、申請書類の下書きをお勧めしています。診断書の作成には、かかりつけ医がいない場合、診断書を作って頂くまでに3か月程度はかかりますので、診断書をつくっていただける医師の確保が優先です。

Q 医師の診断書ですが、どこの医師でも簡単に書いてもらえるのですか？

A 成年後見制度の診断書は、精神科医に限定したものではありませんので、内科医でも医師が診断書作成に了解してもらえれば可能となります。ただ、医師によっては断ったり、診断書の作成までに3回程度通院が必要な場合がありますので、医師に確認を取ってください。

Q 後見申請する本人の生活費について、どのくらいの書類が必要ですか？

A 申請時には財産目録、収支予定表の提出が求められます。ただ記入するだけではなく、提出時には根拠資料が必要になります。そのため、3か月程度の通帳コピーや収支予算書を作成するために活用した出納帳等の提出が必要となります。根拠もなく、収支予算書の作成はできません。また、相続事案が発生していた場合は、相続財産の資料も提出が求められます。



先日、保護者の方が集まって、「私たちが今、知りたい・聞きたいことの学習会」が開かれました。参考になると思いましたので、出されたQ&Aのいくつかを紹介します。

Q 後見の申請に必要な費用は？

A 申請そのものにかかる経費は1万円程度ですが、診断書や戸籍謄本等を準備するお金を含めると2万円程度必要です。ですが、裁判所から鑑定を求められた場合、鑑定費用（5万円程度）が別途かかります。

申請費用の負担が難しい場合は、まず堺市権利擁護サポートセンターへご相談ください。

Q 後見人が決まった後の後見報酬の額は？

A 後見報酬について。財産管理額が1000万円以下の場合は、基本報酬額は月額2万円。1000万円～5000万円の場合は、3～4万円。5000万円以上の場合は、5～6万円となっています。

その他、家族関係の変化や、相続のこと、後見報酬の助成、ほっとへの入会のことなども話題になりました。

ほっと年金相談会

毎週金曜日開催しています。

(13時～15時)

・会員の方：3,000円

・会員以外：5,000円

なお、事前に電話予約をお願いします。

▼最高裁が6月27日、国による生活保護費の減額は裁量権の逸脱や乱用があり、違法だったとして減額を取り消す判決を下した。貴重なり判決です。▼国による生活保護費見直しの過程で、当事者から暮らしの実態を聞き取る場は、一度もなかった。と私たち抜きで決めた。この私たちの理念は一体どうなっただろうか。▼判決後、厚労省は「専門家が判決を受けて審議する場を新設する」との方針を表明したが、当事者への謝罪については明らかにしていない。▼生活保護利用者に對する国のこうした姿勢は、社会に悪影響を与え、偏見の土壌にもなりかねない。既にネット上で、攻撃的差別的書き込みが相次いでいる。▼国からの謝罪も受けれないまま放置されていく当事者が、更に「生活保護バッシング」に晒されるようなことがあってはならない。早急に謝罪と被害の補償が求められる。▼生活保護費の減額は、当事者だけの問題ではない。当生活保護基準は様々な制度・支援策に連動しており、い

る。注視したい。(M)

みんなが幸せに